

議第168号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立テクノファクトリー
- 2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜2番1号
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
理事長 大道良夫
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:商工観光労働部モノづくり振興課)

1	施設名	滋賀県立テクノファクトリー	
2	施設の概要	敷地面積 8,029㎡ 延床面積 2,616㎡ 施設構造 鉄骨平屋建	
		施設内容:賃貸型工場 (所在地)草津市野路東7丁目3-46 (設置目的)独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図る (設置年月)平成13年3月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和4年8月12日 ～ 令和4年10月5日
		申請受付期間	令和4年8月12日 ～ 令和4年10月5日
		指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日(5年間)
		管理業務内容	1. 工場棟等施設の提供に関する業務 2. テクノファクトリーの施設および設備の維持管理に関する業務 3. テクノファクトリー入居者の創業支援に関する業務 4. その他テクノファクトリーの設置の目的を達成するために必要な業務
管理料参考額	— 円 (消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
		草津市草津3-13-47	Seif
		グループの構成 (グループ申請の場合)	
		(株)アダムスセキュリティ (株)メディアエージェンシー	
		合計 2 者	
5	審査の概要および結果	審査方式	商工観光労働部指定管理者選定委員会において、滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例に定める基準を具体化した審査基準その他の審査方法を定め、指定管理者指定申請書の内容および申請者へのヒアリング結果から総合的に審査を行う。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	桶土井雅章 (日本政策金融公庫 大津支店 支店長) 斎藤 俊幸 (国立研究開発法人産業技術総合研究所 関西センター イノベーションコーディネータ) *澤木 聖子 (滋賀大学経済学部 教授) 清水 敬広 (独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 企業支援部 支援推進課 課長) 内藤 多恵 (龍谷大学 龍谷エクステンションセンター 知的財産センター 課長)
		審査基準	別紙参照

審査経過	第1回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年6月30日 (内容) 募集要項および審査基準の策定																																																	
	第2回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年10月12日 (内容) 申請者からのヒアリング、審査、候補者選定																																																	
指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ																																																	
審査結果	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (確保されない場合は失格)</th> <th>選定基準2 (配点50点)</th> <th>選定基準3 (配点25点)</th> <th>選定基準4 (配点25点)</th> <th>合計 (配点100点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>適</td> <td>41.6</td> <td>20.2</td> <td>21.2</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>Seif</td> <td>適</td> <td>32</td> <td>17</td> <td>16.2</td> <td>65.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点) ※最低基準:60点以上</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>92</td> <td>415</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>Seif</td> <td>60</td> <td>82</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>326</td> <td>65.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○納付金提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>66,630,000円</td> </tr> <tr> <td>Seif</td> <td>70,040,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 申請者の事業計画等を審査した結果、公益財団法人滋賀県産業支援プラザは、当施設の設置目的を達成するために必要な専門性や安定的な運営が可能となる職員体制など適切な管理運営能力を有していると評価された。 上記の理由から、いずれの選定基準においても優位となった公益財団法人滋賀県産業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (選定委員会での主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系化された実績やネットワークにより、当施設の入居者のニーズに応じた支援が期待できる。 ・入居者支援においては、入居者のニーズを引き出すために担当者は安定的・長期的に支援を行うことで信頼関係を構築することが重要である。 ・地域においてだけでなく、他県や大学とのネットワークの有無も重要である。 	申請者	選定基準1 (確保されない場合は失格)	選定基準2 (配点50点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点25点)	合計 (配点100点満点)	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	41.6	20.2	21.2	83	Seif	適	32	17	16.2	65.2	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	80	95	74	74	92	415	83	Seif	60	82	60	60	64	326	65.2	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	66,630,000円	Seif	70,040,000円
	申請者	選定基準1 (確保されない場合は失格)	選定基準2 (配点50点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点25点)	合計 (配点100点満点)																																												
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	41.6	20.2	21.2	83																																													
Seif	適	32	17	16.2	65.2																																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																											
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	80	95	74	74	92	415	83																																											
Seif	60	82	60	60	64	326	65.2																																											
申請者	提示額																																																	
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	66,630,000円																																																	
Seif	70,040,000円																																																	

滋賀県立テクノファクトリー指定管理者審査基準

審査基準 (条例第12条第2項)	審査項目	審査内容	配点	
			内訳	合計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 広く県民に入居の機会が与えられているか 入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか 	確保されない場合は失格	
2 事業計画の内容が、テクノファクトリーの効用を最大限に発揮させるものであること (第2号関係)	施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を理解しているか 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか 	10	50
	入居者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 創業支援事業は適切か 利用促進策、利用者増への取組は適切か(管理運営目標：入居率96%以上) 退居企業の県内定着に向けた取組 地域、関係機関等との連携が図られているか 施設の広報に対する取組は適切か 	15	
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確保できているか。	15	
	施設利用上のサービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か 利用料金の設定は適切か 入居者の意見や苦情等の把握は適切か 募集要項に示した内容への提案は適切か 	5	
	施設の維持管理の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 求めている実施水準が事業計画書で提案されているか 施設管理、安全管理は適切か 外部委託がある場合、それは適切であるか 	5	
3 事業計画の内容が、テクノファクトリーの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容に対して提案額は妥当なものか 管理経費の縮減が図られているか 応募者間での納付金見積額の比較 	15	25
	収支計画の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか 収支計画の実現可能性はあるか 	10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号関係)	安定的な運営が可能となる経済的基盤	団体の財務状況は良好か	良好でない場合は失格	
	安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制は十分か 職員の指導育成、研修体制は十分か 職員採用、確保の方策は適切か 	5	25
	類似事業(中小企業の創業支援を含む)の運営実績	類似事業(中小企業の創業支援等)を行った実績はあるか	5	
	関係法令遵守の為の方針および能力	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護が図られているか 情報公開への対応は適切か 環境への配慮がなされているか 人権等に配慮した業務の遂行が可能か 防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か 	5	
	上記項目に掲げる事項の他、特に公の施設を効果的かつ適切に管理できる能力があるか		10	
合計				100

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	
代表者職・氏名	理事長 大道 良夫	
団体の所在地	大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが21内	
設立年月日	平成11年 4 月 1 日	
資本金	50,000千円（令和 4 年 4 月 1 日現在）	
従業者数	令和 4 年 4 月 1 日現在	69人
主たる業務内容	(1) 創業の支援に関する事業 (2) 経営にかかる相談および診断に関する事業 (3) 人材の育成のための研修等に関する事業 (4) 事業の用に供する設備の貸与および設備資金の貸付に関する事業 (5) 下請取引のあっせんならびに下請取引にかかる苦情および紛争の処理に関する事業 (6) 国際経済交流および貿易投資の支援に関する事業 (7) 情報化の支援に関する事業 (8) 産業の振興にかかる情報の収集、分析および提供に関する事業 (9) 工業技術の普及、交流促進および技術開発の支援に関する事業 (10) インキュベーション施設等の管理および運営に関する事業 (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年 3 月から滋賀県立テクノファクトリー管理業務を実施している。 ・平成14年 6 月から滋賀県立米原SOHOビジネスオフィス管理業務を実施している。 ・平成15年度から令和 3 年度まで滋賀県立草津SOHO管理業務を実施した。 ・平成16年 9 月から創業準備オフィス・創業オフィスを設置し、入居事業者への支援業務を実施している。なお、平成31年 4 月から創業プラザ滋賀に改編し、運営している。 ・令和元年度からBizBaseコラボ21としてコワーキングスペース・サテライトオフィスの運営を行っている。 	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:モノづくり振興課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	県への納付金総額			増 減		今回の指定による効果の概要		
				B	うち 一般財源	単年度 換算 C=B/A	令和4年度 納付見込額 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立テクノファクトリー	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	公募	5	66,630	-	13,326	13,040	286	<p>公益財団法人滋賀県産業支援プラザが有する多彩な支援機能を総合的に活用することで、入居企業のニーズに応じた支援を行うことができる。退居企業には県内での事業継続のための情報提供等の支援を行うことで、本県産業の振興に貢献することができる。</p>	<p>事務の効率化に努めることで、管理経費の縮減が見込める。県内大学や試験研究機関等、関係機関との連携により新規入居者の発掘・確保を行うことで、入居率を向上し、適切な利用料金収入が確保される。</p>	